

大阪市教育委員会
教育長 山本 晋次 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 17 条に基づき、大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）から令和元年 5 月 27 日付け大市教委第 1105 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

実施機関が、平成 31 年 4 月 3 日付け大市教委第 309 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成 31 年 3 月 20 日、条例第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 31 年度大阪市教育委員会事務局指導部非常勤嘱託職員（インクルーシブ教育推進スタッフ）選考に係る全ての稟議書、選考規程・基準等、選考会議録、面接事項の設定理由と面接の評価基準、受験申込書記載事項の評価基準等、実務経験の評価基準等、全ての行政（公文）書（選考の公平・公正を担保する基準・規程等の文書を含む）」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成 31 年度大阪市教育委員会事務局指導部非常勤嘱託職員（インクルーシブ教育推進スタッフ）募集について（平成 30 年 12 月 27 日決裁）」、「平成 31 年度大阪市教育委員会事務局指導部非常勤嘱託職員（インクルーシブ教育推進スタッフ）採用選考試験（面接）実施について（平成 31 年 1 月 29 日決裁）」及び「平成 31 年度大阪市教育委員会事務局指導部非常勤嘱託職員（インクルーシブ教育推進スタッフ）選考試験結果について（平成 31 年 2 月 5 日決裁）」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、「（1）受験者の氏名、得点（2）面接の評価項目（3）面接官の役職・氏名」を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

条例第7条第1号に該当

(説明)

公開しないこととした部分のうち(1)については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第7条第5号に該当

(説明)

公開しないこととした部分のうち(2)、(3)については、選考試験内容及び従事者に関する情報であって、公開することにより、現在募集中ならびに以降の同採用選考試験の公正な選考に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成31年4月20日、本件決定を不服として実施機関に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条第1号に基づき審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件決定のうち「(1)受験者の氏名、得点」を公開しないこととした部分を取消し、公開せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、平成31年度大阪市教育委員会事務局指導部非常勤嘱託職員(インクルーシブ教育推進スタッフ)に応募し、不採用となった。

本件公開請求の目的は、審査請求人がいかなる理由で不採用になったかを知ることが目的であり、審査請求人の氏名、得点、及び受験者中の順位(選考結果)を公開しても、公開しないこととした部分の理由及び説明にあるような「特定の個人(他の受験者:審査請求人加筆)が識別されるもの」という可能性はなく、他の受験者たる個人の権利を審査請求人が知るすべはないので、他の受験者を害するおそれは全くない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書において非公開とした情報について

本件文書は、実施機関における非常勤職員の採用選考を行った際の全ての決裁文書(募集、面接の実施、選考試験結果)である。

2 本件文書に対して本件決定を行った理由

(1) 受験者の氏名について

氏名が受験番号と一連となって順に記載されているため受験者同士が知人である場合や学校関係者等の場合は、受験者の受験番号を知り得ることとなる場合が多いと考えられ、このような関係者から見ると、特定の受験者の合否が明らかとなってしまふことは容易に考えられ、氏名が開示されると、受験者個人の権利利益が害されるおそれがあるものと認められ、条例第7条第1号に該当するものである。

(2) 受験者の得点について

得点についても受験番号と一連となって順に記載されているため、上記(1)と同様に受験者同士が知人である場合や学校関係者等の場合は、受験者の受験番号を知り得ることとなる場合が多いと考えられ、このような関係者から見ると、特定の受験者の得点が明らかとなってしまふことは容易に考えられ、当該得点が開示されると、受験者個人の権利利益が害されるおそれがあるものと認められ、条例第7条第1号に該当するものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、公開しないこととした「受験者の氏名、得点」のうち、「審査請求人の受験者の氏名、得点、受験者中の順位」を公開すべきである旨、主張しているが、公開請求では、たとえ本人からの請求であっても、個人情報（条例第7条第1号）に該当する情報については非公開として対応しており、これは、公開請求は何人でも行うことができ、条例第7条第1号本文は請求者の如何にかかわらず、一律に非公開を適用することとしていることから、請求者が自己に関する個人情報の公開を公開請求により求めた場合であっても、本人以外のものからの公開請求と同様に扱うためである。

また、審査請求人は、受験者中の順位についても公開すべきであると主張するが、そもそも実施機関における非常勤職員採用選考においては、合格基準点である30点以上を一律採用としているため、合格者や不合格者の順位付けを行う必要がないことから受験者を順位付けしておらず、本件文書に順位の記載はない。

したがって、本件決定を行った実施機関の判断は、条例の趣旨を踏まえた公正かつ適切なものであり、本件審査請求は理由がないものと思料する。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載

されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、実施機関における非常勤職員の採用選考を行った際の決裁文書（募集、面接の実施、選考試験結果）である。

3 争点

審査請求人は、本件文書で実施機関が公開しないこととした情報のうち、受験者の氏名及び得点（以下あわせて「本件非公開情報」という。）の公開を求めているのに対し、実施機関は、本件非公開情報が条例第7条第1号に該当するため非公開であると主張する。

したがって、本件審査請求の争点は、本件非公開情報の条例第7条第1号該当性である。

4 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報...であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例...の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等...である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

5 本件非公開情報の条例第7条第1号該当性について

(1) 受験者の氏名の条例第7条第1号該当性について

本件非公開情報のうち受験者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第1号本文に該当し、また情報の性質上、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

(2) 受験者の得点の条例第7条第1号該当性について

実施機関は、受験者の得点は受験番号と一連となって順に記載されているため、受験者同士が知人である場合や学校関係者等の場合は、受験者の受験番号を知り得ることとなる場合が多いと考えられ、このような関係者から見ると、特定の受験者

の得点が明らかとなってしまうことは容易に考えられると主張している。

この点実施機関に確認すると、当該採用選考の受験者には特別支援学級の教員として勤務していた者も含まれており受験者同士が知人である可能性が高いところ、当該採用選考は受験番号順に控室から一人ずつ選考場所に呼び出されて受験する方法であり、控室には受験者が複数人同時に待機している状態であったことからすると、知り合いの受験者同士では相手の受験番号を知りえた可能性が高いとのことである。

以上を踏まえると、当該得点が公開されると、受験番号など関係者が知りうる他の情報と照合することにより特定の個人に係る得点が明らかになると認められることから、条例第7条第1号に本文に該当し、また情報の性質上、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 島田 佳代子、委員 玉田 裕子、委員 長谷川 佳彦

(参考) 答申に至る経過

令和元年度諮問受理第4号

年 月 日	経 過
令和元年5月27日	諮問書の受理
令和2年7月2日	実施機関からの意見書の收受
令和2年7月20日	調査審議
令和2年8月11日	調査審議
令和2年10月19日	答申